



福生市公式キャラクター たっけー☆☆

たっけーの 消費者啓発講座

～成年年齢が引き下げられると、
どう変わる!?～







18歳(成年)になってもできないこと
(=20歳にならないとできないこと)

-  お酒を飲むこと
-  タバコを吸うこと
-  競馬・競輪などの投票券を買うこと
-  国民年金に加入すること
-  養子を迎えること

18歳になってもこんなことはできないんだよ！

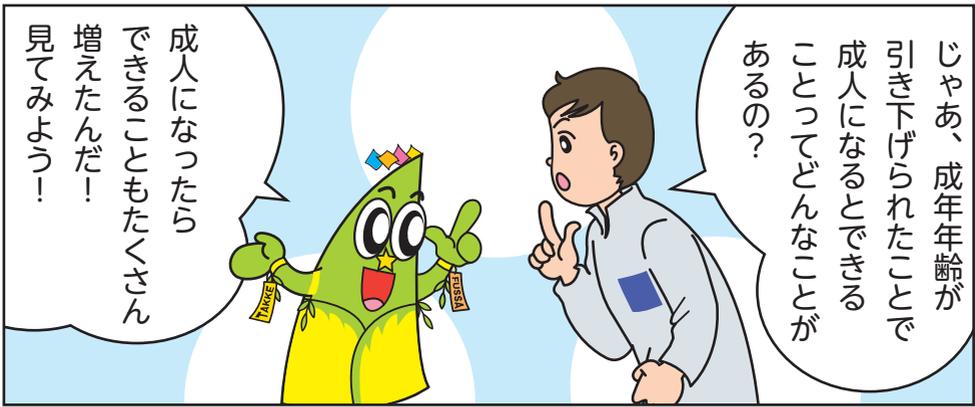





これまでも18歳になったらできていたこと

- 車の免許を取ること
- 選挙に行き投票すること
- 深夜に労働すること
- パチンコをすること
- 男性が結婚すること

これが今までどおりの
18歳になったりできる
ようになることだよ。



これから18歳になったらできること (成年年齢引き下げによって変わったこと)

 親の同意がなくても自分一人ですべての契約をすること

例 携帯電話を契約できる。

一人暮らしの部屋を借りられる。

 いろいろな免許を取得すること

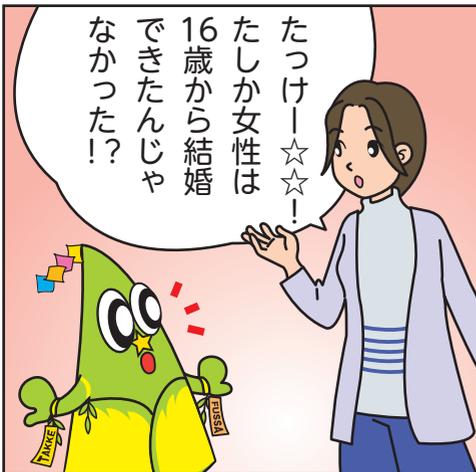
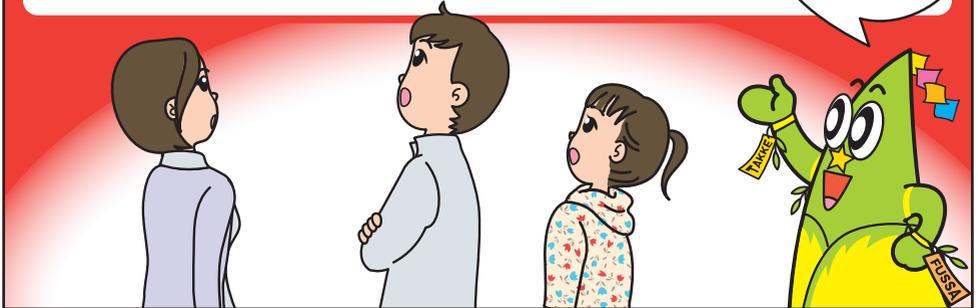
例 10年間のパスポートが取得できる。

国家資格（医師免許、薬剤師、公認会計士など）が取得できる。

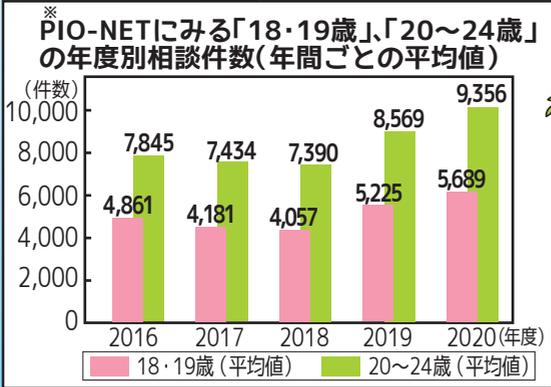
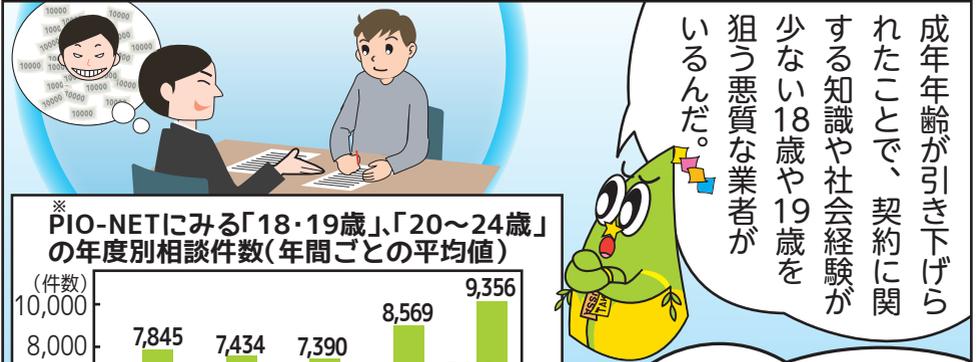
 女性が結婚すること

 性同一性障害の人が性別を変更するための審判を裁判所で受けること

これが18歳になったら
できることとして新しく
加えられたことだよ！







※PIO-NETとは、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っているシステムです。





分からないことや心配なことは
ひとりで悩まないで相談しようね!

福生市 消費者相談室 はコチラ

福生市消費者相談室

【電話番号】 **042-551-1699** (シティセールス推進課内)

【受付時間】 毎週月・水・金曜日

10:00~12:00/13:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

※受付時間外でお急ぎの場合は、下記へご相談ください

東京都消費生活総合センター(03-3235-1155/月~土/9:00~17:00)

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/>

